

○川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

平成25年3月25日要綱第6号

改正

平成25年11月8日要綱第19号

平成26年10月1日要綱第19号

平成27年3月25日要綱第4号

平成28年3月24日要綱第5号

川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

川越町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成22年要綱第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システム、事業所用太陽光発電システム、自立運転機能を備えた家庭用太陽光発電システム用パワーコンディショナ（以下「自立運転機能付パワーコンディショナ」という。）及び家庭用蓄電システムの導入促進を図り、災害時の電力供給や環境負荷の低減に努め、もって災害や環境対策に強いまちづくりを目指すとともに、家庭や地域住民の環境・エネルギー問題への関心を深めることを目的とする。

（補助金の対象者）

第2条 補助金の交付を受けようとする者は、町内の住宅（居住を目的とする建築物及び附随した施設とし、店舗、事務所、事業所等の用途を兼ねるものを含む。以下同じ。）又は事業所に、次条に定める要件に適合する対象設備を設置、取替等をしようとする次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、町税を滞納していない者とする。

- （1） 自らが所有し、かつ、居住する住宅に住宅用太陽光発電システム又は家庭用蓄電システム（以下これらを「システム」という。）を設置しようとする者
- （2） 自らの居住の用に供するためシステムを新築する住宅に併せて設置し、又は設置した新築の住宅を購入しようとする者
- （3） 親族（町内外を問わず2親等内の血族及び姻族をいう。以下同じ。）が所有し、自らが居住する住宅にシステムを設置しようとする者及び親族が所有する住宅に設置するシステムの設置費を支援する者

- (4) 自らの事業所に事業所用太陽光発電システムを設置する者であって、当該発電した電力を事業活動のみに使用する者
 - (5) 自ら所有し、かつ、居住する住宅に設置された太陽光発電システム用パワーコンディショナを自立運転機能が附属しないものから、自立運転機能を備えたものに取り替える者
 - (6) 第1号、第2号又は第3号に定める要件と同時にCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器又は家庭用燃料電池システムを設置する者
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、川越町支えあいまちづくり登録制度実施要綱（平成25年要綱第8号）で定める川越町支えあいまちづくり登録をしなければならない。ただし、親族が所有する住宅に設置するシステムの設置費を支援した場合は、システムの使用者が登録をしなければならない。

（対象設備）

第3条 対象設備（以下「設備」という。）とは、次の各号の要件に適合したものをいう。ただし、設置される前において使用に供されたもの及び増設により設置されたものを除く。

(1) 住宅用及び事業所用太陽光発電システム

- ア 電力会社と逆潮有りで電力連系するものであること（単相3線又は単相2線式100V／200V 50Hz／60Hz）。
- イ 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。
- ウ 連系保護機能については、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインの要件を満たすものであること。
- エ 住宅に設置される場合には、架台だけでなく太陽電池モジュールも含めた太陽電池アレイとして据え、当該建築物においては太陽電池アレイを含めて建築基準法（昭和25年法律第201号）に準拠した設計がなされていること。
- オ 電力会社と電灯契約を締結していること。
- カ 自立運転機能付パワーコンディショナを使用し、停電時に容易に電気が使用できること。
- キ 発電した電力の一部又は全てを自ら居住又は事業活動のために利用し、電力会社へその全て逆潮流させないもの

- (2) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器
 - ア CO₂冷媒を使用していること。
 - イ COP（エネルギー消費効率）が3.0以上であること。
- (3) 家庭用ガスエンジン給湯器（都市ガス又はLPガスを燃料とし、ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成される熱の供給を主目的としたガスエンジン給湯器であるもの）
 - ア ガスエンジンユニット
 - (ア) 小出力発電設備であること。
 - (イ) JIS基準（JIS B 8122）に基づく計測を行い、総合効率が80パーセント以上（LHV基準）であること。
 - (ウ) ガスエンジンの排熱を回収し、熱の有効利用できる機構をもっていること。
 - イ 貯湯ユニット
 - (ア) 公益社団法人日本水道協会品質認証センターの給水用具（湯沸器類等）の認証登録証があること又は一般財団法人日本ガス機器検査協会の給水装置認証登録がなされていること。
 - (イ) 貯湯容量が120リットル以上であること。
 - (ウ) 貯湯ユニットには、ガスエンジンユニットの排熱を吸収する貯湯槽を持つこと。
 - (エ) 貯湯槽には、対となるガスエンジンユニットから供給されるエネルギー以外の熱を流入させないこと。
- (4) 家庭用燃料電池システム 国の実施する民生用燃料電池導入支援補助事業の補助対象となる機器
- (5) 家庭用蓄電システム 国の実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業の補助対象となる機器
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、第1号及び第5号について、算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 住宅用及び事業所用太陽光発電システム 太陽光電池モジュールの最大出

力値を合計して得たキロワット数（小数点以下第2位未満の端数は切捨て）に5万円を乗じて得た額で上限15万円

- (2) 住宅用太陽光発電システムと同時に設置するCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器 2万円
- (3) 住宅用太陽光発電システムと同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器 3万円
- (4) 住宅用太陽光発電システムと同時に設置する家庭用燃料電池システム 5万円
- (5) 自立運転機能付パワーコンディショナへの取替え 対象の太陽光発電モジュールの最大出力値を合計して得たキロワット数（小数点以下第2位未満の端数は切捨て）に1万円を乗じて得た額で上限2万円
- (6) 家庭用蓄電システム 5万円
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる期間内に川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付申請書（様式第1号）を別表に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、同一の住宅及び事業所における補助金の交付申請は、第7条に定める設備の耐用年数において1回とする。

- (1) 太陽光発電システムを設置した者 電力会社との電力供給契約した日から2年以内
- (2) 自立運転機能付パワーコンディショナへ取り替えた者 工事完了日から1年以内
- (3) 家庭用蓄電システムを設置した者 システムを設置した日から2年以内
(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、相当と認める場合は、川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(耐用年数)

第7条 設備の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大

蔵省令第15号。以下「省令」という。)別表1に掲げる年数とする。ただし、省令別表1に規定されていない設備については、次に掲げる年数とする。

- (1) 住宅用及び事業所用太陽光発電システム 15年
- (2) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器 6年
- (3) 家庭用ガスエンジン給湯器 6年
- (4) 家庭用燃料電池システム 10年
- (5) 家庭用蓄電システム 6年

(処分の承認)

第8条 第6条の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」とする。)は、前条に定める設備の耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、あらかじめ補助財産処分申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認める場合は、補助財産処分承認通知書(様式第4号)により申請を行った者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本要綱又はそれに基づく町の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助金を設備の設置以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

2 町長は、前項の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に対し既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

3 町長は、前条の規定により承認を受けて設備を処分したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(協力)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者又は補助を受けた設備の使用者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 使用状況の調査
- (2) その他町が必要と認める事項

(補則)

第11条 この事業は、設備を設置する経費の一部を補助する目的とし、その使用に係る一切の責任は申請者に帰するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月8日要綱第19号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日要綱第19号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日要綱第4号)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日要綱第5号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

申請に添付する書類
共通書類
(1) 設備の設置状態を示す写真 (システムの銘板及び建物の全景を含めたもの)
(2) 設備の設置場所が分かる地図等
(3) 設備の設置費に係る領収書の写し
(4) 設備の製品カタログ等の写し (仕様が分かるもの)
(5) 町税の滞納がないことを明らかにする書類 (町税務課が発行する完納証明書等)
(6) 川越町支えあいまちづくり登録申請書
(7) 設備を設置した住宅の所有者の分かる書類 (固定資産税課税明細書、登記簿等)
(8) 事業者においては法人登記事項証明書
(9) 申請者と住宅の所有者の親族関係が分かる書類 (※1及び2)
(10) 申請者と住宅の所有者との間で住宅の相続を約束する書類 (※1)

<p>(11) 申請者とシステムの使用者との間でシステムの贈与を約束する書類（※2）</p> <p>(12) その他町長が必要と認める書類</p> <p>※1 設置する建物所有者と申請者が異なる場合に限る</p> <p>※2 申請者がシステムの設置費を支援した場合に限る</p>
<p>その他対象設備ごとに定める必要書類</p>
<p>住宅用及び事業所用太陽光発電システム</p> <p>(1) 太陽光発電モジュールの図面</p> <p>(2) 自立運転機能用電源の場所を示す写真及び図面（間取り図等）</p> <p>(3) 電力会社との電力供給契約書の写し</p> <p>(4) 竣工検査の試験記録書の写し（最大発電出力値の分かるもの）</p> <p>(5) 再生可能エネルギー発電システムの系統連系資料 （最大出力値の合計が10キロワットを超える場合に限る）</p>
<p>自立運転機能付パワーコンディショナ</p> <p>(1) 工事完了日の分かる書類の写し</p>
<p>家庭用蓄電システム</p> <p>(1) 設置完了日の分かる書類の写し</p>

様式第1号（第5条関係）

川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付申請書

年 月 日

川越町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

—

川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 新エネルギーシステムの設置場所 川越町大字 番地

2 補助金交付申請内容

対象設備	補助金額	交付申請額
住宅用及び事業所用太陽光発電システム	k w × 50,000円 (上限150,000円)	円
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器	20,000円	円
家庭用ガスエンジン給湯器	30,000円	円
家庭用燃料電池装置	50,000円	円
自立運転機能付パワーコンディショナへの取替え	k w × 10,000円 (上限20,000円)	円
家庭用蓄電システム	50,000円	円
補助金交付申請額合計		円

※1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 最大発電量（※太陽光発電システム設置者のみ）

k w

4 電力供給契約日及び工事(設置)完了日

5 設置に係る経費

合計

円

6 補助金振込先

金融機関名・支店名			
預 金 種 別		口 座 番 号	
フリガナ	-----		
口 座 名 義 人			

添付書類

<p>共通書類</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 設備の設置状態を示す写真（システムの銘板及び建物の全景を含めたもの）(2) 設備の設置場所が分かる地図等(3) 設備の設置費に係る領収書の写し(4) 設備の製品カタログ等の写し（仕様が分かるもの）(5) 町税の滞納がないことを明らかにする書類（町税務課が発行する完納証明書等）(6) 川越町支えあいまちづくり登録申請書(7) 設備を設置した住宅の所有者の分かる書類（固定資産税課税明細書、登記簿等）(8) 事業者においては法人登記事項証明書(9) 申請者と住宅の所有者の親族関係が分かる書類（※1及び2）(10) 申請者と住宅の所有者との間で住宅の相続を約束する書類（※1）(11) 申請者とシステムの利用者との間でシステムの贈与を約束する書類（※2）(12) その他町長が必要と認める書類 <p>※1 設置する建物の所有者と申請者が異なる場合に限る。</p> <p>※2 申請者がシステムの設置費を支援した場合に限る。</p>
<p>その他対象設備ごとに定める必要書類</p>
<p>住宅用及び事業所用太陽光発電システム</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 太陽電池モジュールの図面(2) 自立運転機能用電源の場所を示す写真及び図面（間取り図等）(3) 電力会社との電力供給契約書の写し(4) 竣工検査の試験記録書の写し（最大発電出力値の分かるもの）(5) 再生可能エネルギー発電システムの系統連系資料 （最大出力値の合計が10キロワットを超える場合に限る）
<p>自立運転機能付パワーコンディショナ</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 工事完了日の分かる書類の写し
<p>家庭用蓄電システム</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 設置完了日の分かる書類の写し

様式第2号（第6条関係）

川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

川越町長 印

川越町新エネルギーシステム設置費補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 補助事業に要する経費 _____ 円
補助金交付決定額 _____ 円

2 補助金の交付要件

- (1) 設備の法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住又は事業を営む住宅及び事業所における電力の消費の用に充て、省エネルギーに努めること。
- (2) 設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、あらかじめ補助財産処分申請書（様式第3号）を町長に提出すること。
- (3) 交付要綱第9条の規定により補助金の交付の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、町長の請求に応じ補助金の全部又は一部を返還すること。

様式第3号（第8条関係）

補助財産処分申請書

年 月 日

川越町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助財産処分を行いたいので申請します。

記

1 設備の設置場所 川越町大字 番地

2 処分の方法

該当する項目に○印

売	却	譲	渡	交	換	貸	与	担	保	廃	棄	そ	の	他
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

その他については内容を具体的に記入

()

3 処分の時期 年 月 日

4 処分の理由

様式第4号（第8条関係）

補助財産処分承認通知書

第 号
年 月 日

様

川越町長 印

川越町新エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助財産の処分を承認したので通知します。

記

- 1 設備の設置場所 川越町大字 番地
- 2 補助対象者名
- 3 処分の方法
- 4 処分の時期 年 月 日
- 5 処分の理由